

栃木県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年 2月10日

栃木県監査委員 板 橋 一 好
 同 若 林 和 雄
 同 金 井 弘 行
 同 石 崎 均

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
広報課	平成26年 8月18日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定は育児休業期間の2分の1の期間を除算すべきところ、育児休業の承認期間が1か月を超えていたにもかかわらず、在職期間に含まれる育児休業期間が1か月以内であったことから除算を行わなかったため、過支給となっているものが1件90,537円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員によるチェックを徹底し、適切な事務執行に務めます。
高齢対策課	平成26年 8月19日	給与事務のうち、期末手当において、休職から復帰した職員について、除算期間を誤ったことから、支給不足となっているものが1件223,914円あった。	支給不足分については、速やかに追給処理を行いました。今後は、内部のチェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。
企業局	平成26年 7月11日	給与事務のうち、期末手当において、在職期間の算定は育児休業期間の2分の1の期間を除算すべきところ、育児休業の承認期間が1か月を超えていたにもかかわらず、在職期間に含まれる育児休業期間が1か月以内であったことから除算を行わなかったため、過支給となっているものが1件65,141円あった。	過支給分については、速やかに返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員によるチェックを徹底し、適正な事務執行に務めます。
健康福利課	平成26年 8月21日	給与事務のうち、期末手当及び勤勉手当において、在職期間及び勤務期間の算定を誤ったことから、支給不足となっているものが期末手当で1件133,541円、過支給となっているものが勤勉手当で1件44,999円あった。	支給不足分については追給処理を行い、また、過支給分については返納処理を行いました。今後は、事務担当者及び出納員によるチェックを徹底するなど、適正な事務執行に努めます。